



鳥人間コンテスト出場のための寄附について(お願い)

国立大学法人名古屋工業大学長 鶴飼 裕之
人力飛行機研究会 NIEWs 顧問 中村 隆

名古屋工業大学卒業生各位

本学のホームページでご覧になられた方もいらっしゃるかと思いますが、名古屋工業大学の公認課外活動団体である「人力飛行機研究会 NIEWs」が今年夏(7月27日(日)予定)に開催される「鳥人間コンテスト」に出場することとなりました。本学は2年前にオランダのデルフト大学から来た学生が当大会に出場することを支援したことはありますが、本学自身が出場するのは初めてです。出場するのは飛行距離を争う「ディスタンス部門」で、常連の東工大などは琵琶湖を横断するまでに性能・技術・パワーが向上しています。これまでの大会記録では初出場のチームの最長飛行距離は800mで、経験と練習がモノをいうのは明らかです。本学の人力飛行機の名前は「鶴舞(ツルマ)」です。その鶴舞が、鶴が舞うように飛び、十分な成果を得るには練習が必要です。鶴舞を使つての練習は飛騨の農業飛行場で行いますが、飛行場の借上げ代、輸送費に少なからずの資金が必要です。また大会当日は応援団を含め多人数の遠征費が必要です。そこでこれら部員、関係者の経済的負担を軽減するために、本学卒業生の皆様のお力添えをぜひ賜りますようお願い申し上げます。

ご寄附をお願いしたい額

一口 1,000円

※本寄附の趣旨をご理解いただき、なにとぞ複数口のご協力をお願いいたします。

寄附金の使途について

寄附金は人力飛行機研究会 NIEWs の活動のみに支出します。また寄附により得た個人情報名古屋工業大学の経理業務以外には一切使用しません。

寄附の申込みについて

裏面の奨学寄附申込書に必要事項をご記入の上、誠にお手数ですが名古屋工業大学研究支援課宛に郵送で奨学寄附申込書をお送りください。折り返し本学から入金方法などについてご連絡させていただきます。

郵送先：〒466-8555 名古屋市昭和区御器所町 名古屋工業大学 研究支援課

税制上の優遇措置について

名古屋工業大学へのご寄附については、法人税法、所得税法による税制上の優遇措置が受けられます。

【寄附者が法人の場合】

寄附金の全額を損金算入(法人税法第37条第3項第2号)

【寄附者が個人の場合】

1. 所得控除：寄附金額の合計(総所得金額等の40%を上限)から2千円を除いた額について所得控除を受けることができます。
2. 個人住民税の軽減：寄附金額の合計(総所得金額等の30%を上限)から2千円を除いた額に、次の控除率を乗じた額が、寄附した翌年度の個人住民税から軽減されます。

{控除率} 都道府県が指定した寄附金・・・4%

市区町村が指定した寄附金・・・6%

※都道府県、市区町村の双方が指定している場合、10%となります。都道府県、市区町村により取扱いが異なりますので、お住まいの都道府県、市区町村にお問い合わせください。

■奨学寄付金の詳細については、名古屋工業大学の下記ホームページをご覧ください。

<http://www.nitech.ac.jp/research/cpsystem03.html>

■鳥人間コンテスト出場についてのお問い合わせは、下記にお願いします。

〒466-8555 名古屋市昭和区御器所町

名古屋工業大学 つくり領域 教授 中村 隆

Tel: 052-735-5336 E-mail: tnakamur@nitech.ac.jp